

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ、単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 9 指定介護予防サービス基準第129条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があつたものとみなす。
- 10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所生活介護については、介護予防短期入所生活介護費は、算定しない。
- 八 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。
- 二 サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 18単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 12単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位
- ホ 介護職員待遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員待遇改善加算(Ⅰ)	イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
(2) 介護職員待遇改善加算(Ⅱ)	イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
(3) 介護職員待遇改善加算(Ⅲ)	(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(4) 介護職員待遇改善加算(Ⅳ)	(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
9 介護予防短期入所療養介護費	
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	
(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)	
i 要支援1 575単位	
ii 要支援2 716単位	
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 613単位	
i 要支援1 753単位	
ii 要支援2	
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) 608単位	
i 要支援1 762単位	
ii 要支援2	
d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) 652単位	
i 要支援1 807単位	
ii 要支援2	
(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 582単位	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) 723単位	
i 要支援1	
ii 要支援2	
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 582単位	
i 要支援1 723単位	
ii 要支援2	
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) 619単位	
i 要支援1 774単位	
ii 要支援2	
d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv) 619単位	
i 要支援1 774単位	
ii 要支援2	
(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) 582単位	
a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i) 723単位	
i 要支援1	
ii 要支援2	
b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii) 582単位	
i 要支援1 723単位	
ii 要支援2	
c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii) 619卖位	
i 要支援1 774卖位	
ii 要支援2	

d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		619単位
i 要支援1		774単位
ii 要支援2		
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		
(1) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)		
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		618単位
i 要支援1		775単位
ii 要支援2		
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		660単位
i 要支援1		817単位
ii 要支援2		
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		618単位
i 要支援1		775単位
ii 要支援2		
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		660単位
i 要支援1		817単位
ii 要支援2		
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
(3) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)		
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		649単位
i 要支援1		806単位
ii 要支援2		

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。
- 5 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(iv)、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(iv)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(iv)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

- (1) 及び(3)並びに(2)及び(3)について、利用者に対して、指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (2) (1)及び(3)並びに(2)及び(3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (3) 療養食加算 23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 緊急時施設療養費
利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
(一) 緊急時治療管理 (1日につき) 511単位
注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
(二) 特定治療
注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (5) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
(四) サービス提供体制強化加算(IV) 6単位
- (6) 介護職員待遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員待遇改善加算(I)	(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数	
(二) 介護職員待遇改善加算(II)	(1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数	
(三) 介護職員待遇改善加算(III)	(2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数	
(四) 介護職員待遇改善加算(IV)	(2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	
口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費		
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	523単位	
i 要支援1	657単位	
ii 要支援2		
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	551単位	
i 要支援1	685単位	
ii 要支援2		
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	541単位	
i 要支援1	675単位	
ii 要支援2		
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	579単位	
i 要支援1.	734単位	
ii 要支援2		
e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)	612単位	
i 要支援1	767単位	
ii 要支援2		
f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)	600単位	
i 要支援1	755単位	
ii 要支援2		
(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	492単位	
i 要支援1	617単位	
ii 要支援2		
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	507単位	
i 要支援1	632単位	
ii 要支援2		
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)	550単位	
i 要支援1	696単位	
ii 要支援2		
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)	568単位	
i 要支援1	714単位	
ii 要支援2		
(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)		
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)	476単位	
i 要支援1	594単位	
ii 要支援2		
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)	534単位	
i 要支援1	674単位	
ii 要支援2		

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	532単位	
i 要支援1	666単位	
ii 要支援2		
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	589単位	
i 要支援1	744単位	
ii 要支援2		
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)		
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	532単位	
i 要支援1	666単位	
ii 要支援2		
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	589単位	
i 要支援1	744単位	
ii 要支援2		
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)		
a 要支援1	633単位	
b 要支援2	790単位	
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)		
a 要支援1	623単位	
b 要支援2	780単位	
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(V)		
a 要支援1	633単位	
b 要支援2	790単位	
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(VI)		
a 要支援1	623単位	
b 要支援2	780単位	
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に

係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	14単位
二 夜間勤務等看護(IV)	7単位

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)、(V)若しくは(VI)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(VI)若しくは(VII)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(VI)若しくは(VII)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは(VI)若しくは(VII)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者	
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第20項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (7) サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
(四) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- (8) 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	507単位
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	637単位
i 要支援1	
ii 要支援2	
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	534単位
i 要支援1	664単位
ii 要支援2	
c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)	525単位
i 要支援1	655単位
ii 要支援2	
d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)	564単位
i 要支援1	715単位
ii 要支援2	
e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v)	596単位
i 要支援1	747単位
ii 要支援2	
f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi)	585単位
i 要支援1	736単位
ii 要支援2	
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	
a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)	451単位
i 要支援1	
ii 要支援2	563単位
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)	514単位
i 要支援1	
ii 要支援2	649単位
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	589単位
a 要支援1	
b 要支援2	742単位
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	616単位
a 要支援1	
b 要支援2	769単位
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)	607単位
a 要支援1	
b 要支援2	760単位
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)	589単位
a 要支援1	
b 要支援2	742単位
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)	616単位
a 要支援1	
b 要支援2	769単位
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)	607単位
a 要支援1	
b 要支援2	760単位

- 注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所介護予防短期入所療養介護費(i)、(v)若しくは(iv)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(II)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (3) 療養食加算 23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 特定診療費
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6 単位
(四) サービス提供体制強化加算(III)	6 単位

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

二 老人性認知症患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 813単位
ii 要支援2 974単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 919単位
ii 要支援2 1,074単位

(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 750単位
ii 要支援2 919単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 808単位
ii 要支援2 998単位

(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)
i 要支援1 728単位
ii 要支援2 892単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)
i 要支援1 786単位
ii 要支援2 971単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)		
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)		
i 要支援1	716単位	
ii 要支援2	876単位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
i 要支援1	773単位	
ii 要支援2	955単位	
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)		
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)		
i 要支援1	656単位	
ii 要支援2	817単位	
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
i 要支援1	763単位	
ii 要支援2	918単位	
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		
（一）認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 要支援1	564単位	
b 要支援2	725単位	
（二）認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)		
a 要支援1	622単位	
b 要支援2	804単位	
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）		
（一）ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)		
i 要支援1	939単位	
ii 要支援2	1,095単位	
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
i 要支援1	939単位	
ii 要支援2	1,095単位	
（二）ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)		
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)		
i 要支援1	832単位	
ii 要支援2	1,024単位	
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
i 要支援1	832単位	
ii 要支援2	1,024単位	
注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。		

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。	
4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(IV)を算定する。	
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者	
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	
5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。	
6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。	
(4) 療養食加算	23単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。	
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。	
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。	
(5) 特定診療費	
注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	
(6) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(II)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(IV)	6単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (二)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (二)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要支援1	179単位
(2) 要支援2	308単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1月につき）

注 1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号において「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。）

2 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注2において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

3 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3単位

(2) 認知症専門ケア加算(II)

4単位

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ

18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ

12単位

(3) サービス提供体制強化加算(II)

6単位

(4) サービス提供体制強化加算(IV)

6単位

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イからニまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 介護予防福祉用具貸与費（1月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注 1 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第270条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）をいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。